



2025年1月14日

各 位

会 社 名 ファーストコーポレーション株式会社
代 表 者 代表取締役社長 中村 利秋
(コード番号 1430 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 宮本 比都美
(TEL 03-5347-9103)

株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP）への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年1月30日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式530,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金835円
(4) 処 分 総 額	442,550,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年8月23日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT制度」といいます。）を導入し、また、2023年8月25日開催の第12回定時株主総会において、BBT制度を、「株式給付信託（BBT-RS）」（以下「BBT-RS制度」といい、BBT-RS制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT-RS信託」といいます。）へ改定し、現在に至っております。（BBT-RS制度の概要につきましては、2023年7月14日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

また、当社は、2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP制度」といい、J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP信託」といいます。）を導入しております（J-ESOP制度の概要につきましては、2019年3月15日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、BBT-RS制度及びJ-ESOP制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当た

り、将来の給付に必要と見込まれる株式をBBT-RS信託及びJ-ESOP信託が取得するため、BBT-RS信託、J-ESOP信託それぞれに対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT-RS信託及びJ-ESOP信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）にそれぞれ設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年5月末日で終了する事業年度から2029年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度分で315,000株）及び「株式給付規程」に基づき当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2024年5月末日で終了した事業年度から2028年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度分で215,000株）の合計であり、2024年11月30日現在の発行済株式総数13,363,540株に対し3.97%（2024年11月30日現在の総議決権個数121,630個に対する割合4.36%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※BBT-RS信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025年1月30日
追加信託金額 263,025,000円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 315,000株
株式の取得日 2025年1月30日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

※J-ESOP信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025年1月30日
追加信託金額 179,525,000円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 215,000株
株式の取得日 2025年1月30日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値835円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額835円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均834円（円未満切捨）に対して100.12%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均820円（円未満切捨）に対して101.83%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均793円（円未満切捨）に対して105.30%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上